社会福祉法人高須会の役員等の報酬規程

(理事会及び評議員会の出席報酬)

- 第三条 理事長及び理事が、理事会に出席したときは、別表1による1日分の報酬及び交通費の実費弁 償費を支払うことができる。
 - 3. なお、理事長及び理事が法人の職員の場合は、報酬及び交通費の実費弁償費は支払わないものとする。
 - 4. 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1による1日分の報酬及び交通費の実費弁償費を支払うことができる。

(理事長及び理事の勤務報酬)

- 第4条 理事長及び理事が、理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2による報酬及び交通費の実費弁償費を支払うことができる。
 - 2. なお、理事長及び理事が法人の職員の場合は、その支給は法人の旅費規定に従う。

(監事の報酬)

- 第5条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1による1日分の報酬及び交通費の実費 弁償費を支払うことができる。
 - 2. 監事が、理事会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または 監査の業務にあたった場合は、別表2による報酬及び交通費の実費弁償費を支払うことができる。

別表1

理事長出席報酬	15, 000	円
理事 出席報酬	15, 000	円
監事 出席報酬	15, 000	円
評議員出席報酬	15, 000	円

別表 2

理事長業務報酬	15, 000	円
理事業務報酬	15, 000	円
監事業務報酬	15, 000	円

付則 この規定は、令和元年7月1日から施行する。